第52回定時株主総会 会場のご案内

【会　場】大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」
東京都品川区北品川五丁目5番15号

【交　通】JR 山手線・JR 埼京線・JR 湘南新宿ライン・りんかい線
「大崎駅」新東口（南改札） 徒歩約5分

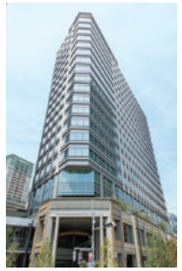



1 南改札口を出て左手、新東口へ
南改札Ⓐを出て左手、新東口Ⓑ方面へとお進みください。

2 1階に降りてください
正面に見えるエレベーターⒸ、または左奥に設置されたエスカレーターⒹで1階に降りてください。
※エレベーターⒸをご利用の際は、1階に降りたらUターンしてください。



3 小関橋を渡りさらに直進してください
1階に降り、そのまま直進すると川が見えてきます。
小関橋を渡り、さらに直進してください。

4 セブンイレブンが1階に入ったビルの3階になります
直進するとスターバックスコーヒーが左手に見えてきます。
小関橋交差点を渡り、セブンイレブンが1階に入ったビルの3階が「大崎ブライトコアホール」です。

NAVITIME
出発地から株主総会会場までスマホがご案内します。
スマートフォンでQRコードを読み取りください。

株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、
ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、
ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

JPX PRIME
（証券コード:2335）

（証券コード 2335）

CUBE SYSTEM

株式会社キューブシステム



開催情報

■日時
2024年6月21日（金曜日）
開会　午前10時（午前9時受付開始）

■場所
東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階
「大崎ブライトコアホール」

■決議事項
第1号議案　取締役6名選任の件
第2号議案　監査役1名選任の件

株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、
ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、
ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。

ご出席の際は、裏表紙のご案内をご確認いただき、ご来場ください。

招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/2335/

第52回定時株主総会招集ご通知

2024年5月31日

株主の皆様へ

皆様には、平素より株式会社キューブシステムをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
第52回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社は1972年の創立以来、高度・多様化する顧客のIT化ニーズに柔軟に対応し、最適なシステムソリューション・サービスのご提供に努めてまいりました。
今年度より中長期経営ビジョン《VISION 2026》第2次中期経営計画をスタートさせました。基本方針は『第二の創業　～基本に忠実に、そして飛躍的な成長へ～』としました。当社の基本である「品質」と「信頼」を大切にしながら、第1次中期経営計画で確立した事業と経営の基盤をもとに、新たなビジネスモデルを生み出しながら、飛躍的な成長を目指して参ります。
当社グループは、あらゆるステークホルダーに対する責任を意識し、皆様方のご期待にお応えするよう、企業価値の向上に努める所存です。より一層のご理解とご支援を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

東京都品川区大崎二丁目11番1号
株式会社キューブシステム
代表取締役 社長執行役員　中西 雅洋



招集ご通知

当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.cubesystem.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「キューブシステム」または「コード」に当社証券コード「2335」を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）より、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

1 日　　時　**2024年6月21日（金曜日）午前10時（午前9時受付開始）**

2 場　　所　**東京都品川区北品川五丁目5番15号**
大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」

3 目的事項

報告事項
1. 第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　取締役6名選任の件
第2号議案　監査役1名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

その他のご案内については5頁～6頁記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以　上

交付書面の省略事項について

電子提供措置事項についてインターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

剰余金の配当のお知らせ

当社は、2017年6月28日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。この当社定款規定に基づき、2024年4月24日開催の当社取締役会におきまして、第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金　　1株につき 金20円
2 効力発生日ならびに支払開始日　　2024年6月3日（月曜日）

なお、口座振込をご指定の方および株式数比例配分方式をご指定の方には、2024年5月31日に「配当金計算書」および「『配当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

上記以外の方には、同日に「配当金領収証」および「配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内（2024年6月3日から2024年7月31日まで）にお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

（参考）配当金、配当性向および純資産配当率の推移

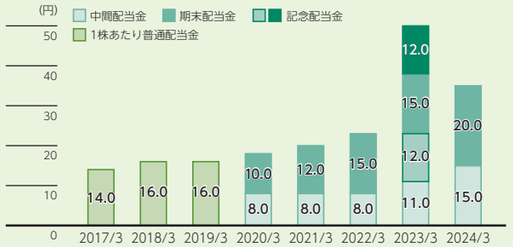

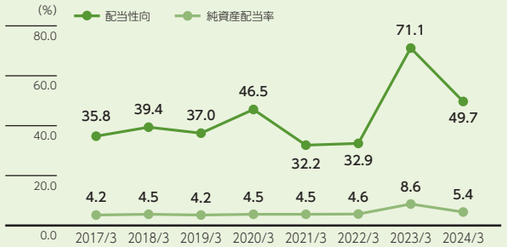

（ご参考）

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～14頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第52回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、**2024年6月20日（木曜日）午後5時30分**までにご行使ください。
詳しくは、右記をご覧ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

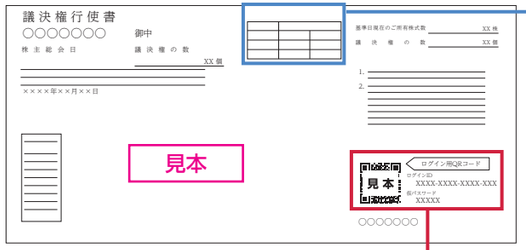

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ●全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ●全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- ●一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- ●賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ●否認する場合 → 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使に必要となる、
ログインIDと仮パスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

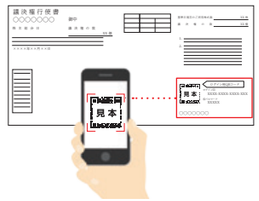

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

- ●郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ●インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 ｜ 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

代表取締役会長

崎山（さきやま） 收（おさむ） 再任



■略歴、地位および担当

1972年７月　当社設立
1975年10月　当社取締役
1989年５月　当社代表取締役社長
2015年６月　当社代表取締役 社長
2020年４月　当社代表取締役会長（現任）

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1950年7月16日生（満73歳）	1,121,840株	48年（本総会終結時）	17／17回

取締役候補者の選任理由

1972年7月の当社創業以来、長年にわたり当社グループの経営を指揮し、ビジネスモデルの確立による収益基盤の強化、継続的な事業成長のための経営革新など、常に先進性を求め、技術と創造力を両輪に成長を牽引してまいりました。また、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、経営の透明性・健全性に努めてまいりました。
以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

候補者番号 2

代表取締役 社長執行役員

中西（なかにし） 雅洋（まさひろ） 再任



■略歴、地位および担当

1982年４月　野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社
2002年４月　同社流通・社会ソリューション部門事業企画室長
2008年４月　同社サービス・産業システム事業本部業務管理室長
2009年10月　同社中部支社 副支社長
2017年４月　当社執行役員
2018年４月　当社常務執行役員
2020年４月　当社社長執行役員 兼 CDO（Chief Digital Officer）（現任）
2020年６月　当社代表取締役（現任）

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1958年11月6日生（満65歳）	16,300株	4年（本総会終結時）	17／17回

取締役候補者の選任理由

2017年に当社執行役員に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献しております。また、継続的な事業成長のための経営革新など、常に先進性を求め、技術と創造力を両輪に成長を牽引するとともに、次期経営ビジョンの実現に向け、強力なリーダシップを発揮し、経営改革を確実に推し進めております。
以上のことから、取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし



候補者番号 3

取締役

栃澤（とちざわ） 正樹（まさき） 再任

■略歴、地位および担当

1975年４月　野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社
2006年４月　同社執行役員関西支社長
2008年４月　当社執行役員
2008年６月　当社取締役
2012年６月　当社常務取締役
2015年６月　当社取締役 専務執行役員
2020年４月　当社取締役（現任）

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1953年1月14日生（満71歳）	19,500株	16年（本総会終結時）	17／17回

取締役候補者の選任理由

2008年に当社取締役に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献してまいりました。2020年より非業務執行取締役として、培ってきた経験と実績による多角的な視点をもって、当社経営の適切な意思決定、監督機能の強化に寄与しております。
以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

候補者番号 4

取締役(社外)

椎野　孝雄（しいの　たかお）

再任　社外　独立



■略歴、地位および担当

1979年４月　株式会社野村総合研究所入社
2000年６月　同社取締役
2002年４月　同社取締役　常務執行役員
2007年４月　同社理事
2007年５月　一般社団法人情報サービス産業協会　常任理事
2009年４月　日本データセンター協会理事
2010年７月　ザ・グリーン・グリッド日本リエゾン委員会　委員長
2012年４月　公益財団法人野村マネジメント・スクール学長
2012年６月　同法人専務理事
2015年６月　当社社外取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1954年9月17日生(満69歳)	－株	9年(本総会終結時)	17／17回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

長年にわたる企業経営および情報産業に関する豊富な経験、知見を有し、当社取締役会においても、適切かつ有益な助言・提言を行っております。今後も独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与を期待できることから、引き続き社外取締役として適任と判断し、候補者といたしました。
なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

なし



候補者番号 5

取締役(社外)

永田　英恵（ながた　はなえ）

再任　社外　独立

■略歴、地位および担当

2012年４月　医師免許取得
2012年４月　武蔵野赤十字病院入職
2016年５月　ヤフー株式会社 産業医
2018年５月　株式会社PhileLife 代表取締役(現任)
2020年６月　当社社外取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1986年12月5日生(満37歳)	－株	4年(本総会終結時)	17／17回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

大手IT企業、食品業、サービス業等、さまざまな業種での産業医としての経験があり、職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関する幅広い知見を有し、当社取締役会においても当該分野において有益な助言・提言を行っております。今後も独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与を期待できることから、引き続き社外取締役として適任と判断し、候補者といたしました。
なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

株式会社PhileLife 代表取締役

候補者番号 6

取締役(社外)

斎藤　毅文（さいとう　たかあき）

再任　社外　独立



■略歴、地位および担当

1995年４月　監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所
1999年７月　公認会計士登録(第15348号)
2001年４月　株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)出向
2012年７月　有限責任監査法人トーマツ パートナー就任
2021年９月　株式会社セットザディレクション 代表取締役(現任)
2021年11月　斎藤毅文公認会計士事務所 所長(現任)
2023年６月　当社社外取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1971年12月3日生(満52歳)	－株	1年(本総会終結時)	13／13回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

公認会計士として企業会計やコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験・知見を有し、当社の取締役会において当該分野において有益な助言・提言を行っております。今後も独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与が期待できることから、引き続き社外取締役として適任と判断し、候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

株式会社セットザディレクション 代表取締役
斎藤毅文公認会計士事務所 所長

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 椎野孝雄氏、永田英恵氏、斎藤毅文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 椎野孝雄氏、永田英恵氏、斎藤毅文氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づく損害賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項第1号ハおよび第2号に定める最低責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、椎野孝雄氏、永田英恵氏、斎藤毅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 ｜ 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役福本邦彦氏が任期満了となります。つきましては、新たに社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

福嶋（ふくしま）　美里（みさと）　新任　社外



■略歴、地位

2009年12月　弁護士登録
2010年 1 月　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業入所（現任：カウンセル）
2016年 9 月　JX Nippon Oil & Energy Asia Pte.Ltd. 出向
2021年 8 月　株式会社JERA出向

生年月日	所有する当社株式の数
1983年12月21日生（満40歳）	－株

社外監査役候補者の選任理由

弁護士として企業法務やコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する幅広い知見を有しております。同氏の専門性、経験および見識を活かし、また社外の視点から、質の高い監査で当社にご尽力いただけると判断したため社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

重要な兼職の状況

弁護士

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福嶋美里氏は、社外監査役候補者であります。
3. 福嶋美里氏の選任が承認された場合は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づく損害賠償責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項第1号ハおよび第2号に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（参　考）

2024年6月21日以降のコーポレート・ガバナンス体制

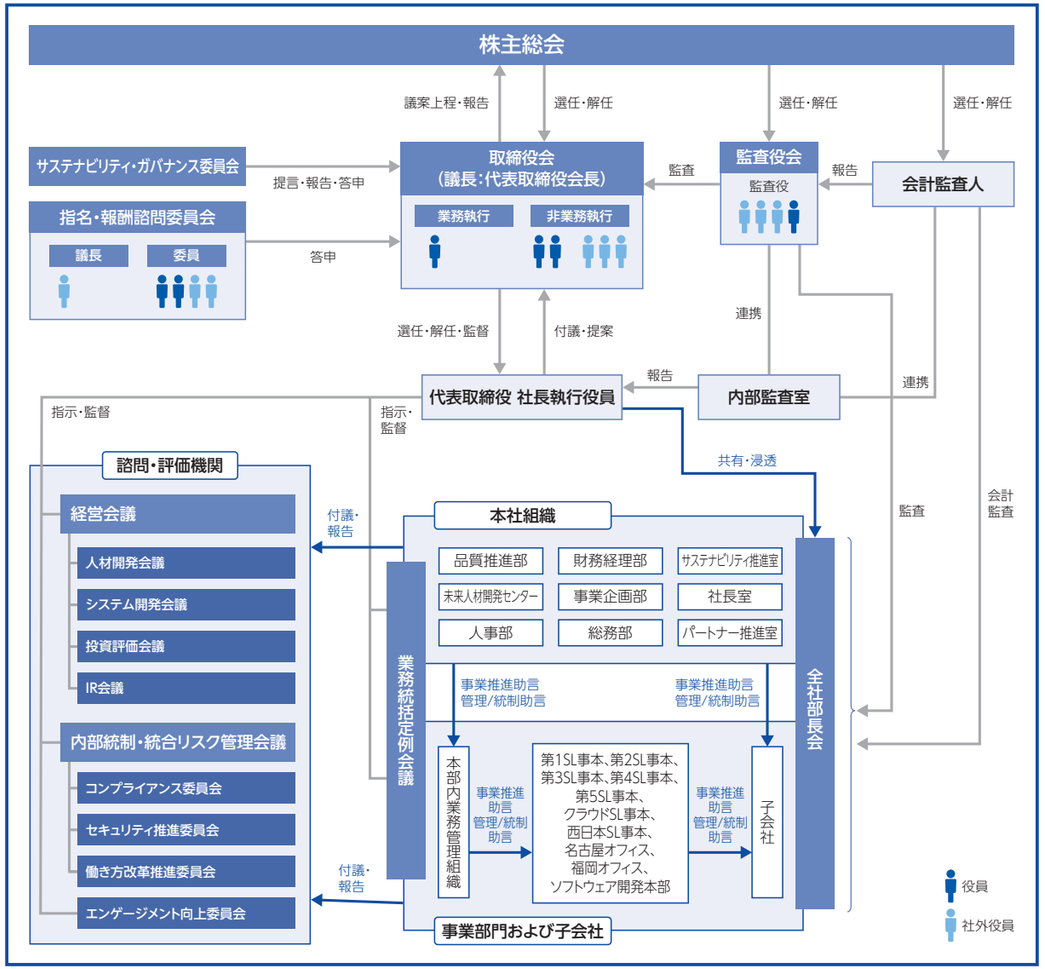

（参　考）

本定時株主総会において、第1号議案、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は、以下のとおりです。

当社における地位	氏名（ふりがな）	年齢		取締役会の出席状況	指名・報酬諮問委員会	特に専門性を発揮できる分野						
						ガバナンス・経営管理	法令・コンプライアンス	ITサービス	DX・新技術・コンサルティング	生産技術・品質管理	財務・サステナビリティ	人事・人材・健康経営
再任 代表取締役会長	崎山　收（さきやま　おさむ）	満73歳		17／17回	委員	○		○				
再任 代表取締役社長 執行役員	中西　雅洋（なかにし　まさひろ）	満65歳		17／17回	委員				○	○		○
再任 取締役	栃澤　正樹（とちざわ　まさき）	満71歳		17／17回				○				
再任 社外取締役	椎野　孝雄（しいの　たかお）	満69歳	社外 独立	17／17回	委員長	○		○	○			
再任 社外取締役	永田　英恵（ながた　はなえ）	満37歳	社外 独立	17／17回	委員							○
再任 社外取締役	斎藤　毅文（さいとう　たかあき）	満52歳	社外 独立	13／13回	委員	○	○				○	
常勤監査役	内田　敏雄（うちだ　としお）	満70歳		13／13回				○		○		○
常勤監査役	野中　達雄（のなか　たつお）	満65歳	社外 独立	17／17回			○				○	
監査役	三井田　由香子（みいだ　ゆかこ）	満46歳	社外 独立	13／13回							○	
新任 監査役	福嶋　美里（ふくしま　みさと）	満40歳	社外			○	○					

以　上

事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

❶ 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大と収束を繰り返す中で、感染対策と社会経済活動の両立に向けた対応を推し進め、景気は緩やかながら改善に向かいました。一方で、世界的な資源・原材料価格の高騰による物価上昇や急激な円安等のリスクが顕在化し、依然、景気の先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、業種や企業規模を問わず、DX（ビジネス変革・プロセス変革）に対する情報化投資需要の高まりが継続し、クラウドを活用したシステムインテグレーションや管理運用受託企業の情報化投資は堅調に推移いたしました。一方で、経済環境・事業環境の著しい変化を受け、事業ポートフォリオの見直しを進めつつも、設備投資に足踏みする企業もあります。

当社グループにおきましては、上期に受注した大規模案件が順調に拡大したことに加え、金融分野での新規受注も拡大する中、リソースの最適化や生産体制の確保に努めてまいりました。また、キャリアフィールドに応じた人材育成や経営管理に係る情報化投資等を図り、経営基盤の強化・整備を進めました。

こうした活動や、上期より継続してきたエンハンス案件を中心とした収益性改善活動が実を結び、当連結会計年度における業績は売上高18,021百万円（前期比10.4％増）、営業利益は1,536百万円（同5.8%増）、経常利益は1,590百万円（同7.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,067百万円（同7.8%増）となり、増収増益で推移いたしました。

連結業績

売上高	営業利益	親会社株主に帰属する当期純利益
180.2億円	15.3億円	10.6億円
前期比 10.4%↑	前期比 5.8%↑	前期比 7.8%↑

所在地別のセグメントの業績は、CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.、上海求歩信息系統有限公司を連結の範囲に含めておりますが、当連結会計年度における本邦の売上高が、全セグメントの売上高の合計に占める割合の90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

❷ 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

❸ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,300百万円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

❹ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

❺ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

❻ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

❼ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区　分	第48期 (2019年度)	第49期 (2020年度)	第50期 (2021年度)	第51期 (2022年度)	第52期 (当連結会計年度) (2023年度)
売上高 (百万円)	14,708	14,788	16,099	16,325	18,021
営業利益 (百万円)	959	1,174	1,417	1,452	1,536
売上高営業利益率 (%)	6.5	7.9	8.8	8.9	8.5
経常利益 (百万円)	976	1,295	1,432	1,480	1,590
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	525	844	944	989	1,067
1株当たり当期純利益 (円)	38.69	62.11	69.82	70.35	70.39
ROE (%)	9.6	14.0	13.8	11.8	10.8
総資産 (百万円)	8,047	9,444	10,064	12,547	13,487
純資産 (百万円)	5,632	6,515	7,214	9,616	10,133
1株当たり純資産額 (円)	411.96	476.52	531.14	634.29	668.41
自己資本比率 (%)	69.6	68.6	71.2	76.6	75.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	747	1,043	1,015	891	1,044
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	25	58	△134	△304	△259
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△339	△215	△324	1,102	△672

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)等を2021年度連結会計年度の期首から適用しており、2021年度以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

❶ 親会社の状況

該当事項はありません。

❷ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社北海道キューブシステム	53百万円	100.0%	システムソリューション・サービス
CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.	600千米ドル	100.0%	システムソリューション・サービス
上海求歩信息系統有限公司	6,500千 人民元	100.0%	システムソリューション・サービス

(4) 対処すべき課題

当社は2021年11月に「サステナビリティ基本方針」を定め、企業価値の向上と社会課題の解決双方の実現に向けてサステナビリティ経営を遂行しております。そして、社員一人ひとりが事業活動を通じて社会に貢献し、企業価値の向上を目指しております。

当社グループは、現在この経営方針のもとで、中長期経営ビジョン《VISION 2026》の実現に向けて事業基盤と経営基盤を整備し、2024年度から2026年度までの第2次中期経営計画で飛躍的な事業成長を図ってまいります。

今日の日本経済は、ポストコロナにおける社会経済活動が活性化し、景気は緩やかな持ち直しの動きが続いております。一方で、原材料価格の上昇や諸資源の供給面の制約が継続し、金融資本市場の変動リスクは景気の行方を不透明な状況に晒しています。こうした経営環境のもとで、企業には中長期的な課題対策のみならず、リスクに対する機動的な対応が求められます。

このような状況に鑑み、当社は優先的に取り組むべき重点課題と施策を検討し、その遂行を通じて解決に取り組んでおります。

重点施策

1) 事業の成長

当社は、これまで培ってきた強みと実績を基に、デジタルビジネス、SIビジネス、エンハンスビジネスの3つを事業の軸として推進しております。第2次中期経営計画では、当社ビジネスモデルを以下の3つのビジネススタイルでお客様に価値を提供し事業成長を加速してまいります。

- ➢ 受託ビジネス
  - • Sier案件
  - • プライム案件
- ➢ サービス提供ビジネス

受託ビジネスにおける「Sier案件」では主要顧客との協業推進を図るとともに、案件の大型化や新規顧客開拓を進め、継続的、安定的な収益拡大を目指してまいります。当社の強みである「ソフトウェアエンジニアリング」において競争優位を発揮し、受注案件において様々な業種／業務、新しい技術にチャレンジすることで、さらなる強みの強化に努めてまいります。また、現状の受託開発における契約形態を見直し、改善することで、高度・多様化するお客様の要望に合致する価値の提供を実現してまいります。

「プライム案件」では、従来型のSIビジネスにおいて受注規模の拡大（案件の大型化）ならびに収益の拡大の両面を目指してまいります。お客様の事業成長に直結したDX案件、ビジネスプロセス改善による経営システムの効率化などの課題に対して、AI技術、プログラミング自動化技術などの先進技術も用いた積極的な提案活動を通じ、受注拡大を図ります。また、当社の保有するノウハウや知的資本を武器に新領域でのお客さまの獲得や事業開拓を行い、成長の軸となる顧客基盤の形成に努めてまいります。

「サービス提供ビジネス」では、当社得意分野である「Oracle Cloudサービス」をはじめとしたクラウドソリューションベンダーとの協業や当社高度人材による高付加価値のサービス提供を図り、成長の基盤となる事業を創り上げてまいります。具体的には、当社の得意とするマルチクラウド（お客さまの要望を最適化し様々なクラウドサービスを活用）分野での受注拡大を図り、お客様の経営システムをLift＆Shift※してまいります。また、生成AIクラウドサービスを活用した人的資本にかかるソリューションを提供することで、当社のサービス提供ビジネスを確立いたします。

※レガシー環境をクラウド環境へ移行（Lift）し、クラウド環境に最適化しながらシステム再構築を段階的に進めていく（Shift）こと

2) 事業基盤の強化

当社グループにおいて、事業成長を加速・促進するための事業基盤の強化は、重要な経営課題と捉えております。特に成長の軸となる基盤を以下の3点と捉え、その強化に努めてまいります。

- ➢ 生産体制・品質の強化
- ➢ 協業推進
- ➢ 研究投資

①生産体制・品質の強化

「生産体制の強化」では、国内外の開発拠点の拡充、受注案件の外部委託先であるビジネスパートナーの選択と集中を進め、協業関係の促進・信頼関係の構築を図ってまいります。また、2024年4月に新設した開発拠点のヘッドクォーター（本社：ソフトウェア開発本部）を中心に、既存の国内の開発拠点（北海道、福岡、大阪）での生産性向上施策推進および生産革新への投資に努めるとともに、新規の開発拠点を模索し、当社の盤石な生産体制を整えてまいります。また、海外の開発拠点の一つであるベトナムキューブシステムでは、人材の採用、育成に努め、オンサイトでのブリッジエンジニア活用によってオフショアでの開発案件の拡大を行い、グループの総合力を高めてまいります。

「品質の強化」では、プライム案件のさらなる拡大を進めるべく、財務・法務・セキュリティといったリスクへの対応力の強化に努めるとともに、現状の当社独自フレームワークに加え、品質管理ノウハウを蓄積し体系化することで、品質管理体制を確保してまいります。また、生産体制の拡大に伴い、グ

ループ会社連携・ビジネスパートナーとの連携における品質の確保は、重要な要素となってまいります。組織横断、グループ横断で品質に関わる人材を早期に育成するとともに人材の確保に努めてまいります。

②協業推進

「協業推進」では、主要なSierとのシナジーを更に生み出し、多様な社会課題の解決促進と顧客サービスの充実・拡大を通じて持続的な成長を目指してまいります。具体的には、新卒採用の継続による中長期的な開発体制の拡充と、中途採用の強化を行うことで経験者・高度人材による即時的な体制強化を進めてまいります。また、本社のソフトウェア開発本部を主体として国内開発拠点の充実を図り、Sierからの要請にしっかりと応えてまいります。また、当社はSier案件を上流から下流までワンストップで請負うソフトウェアエンジニアリングを志向し、取り組んでおります。当社の担当範囲の拡大や生産技術革新、生産性の向上などを図り、開発後のエンハンスも視野に入れた事業活動を展開することで、お客様との関係性を強化してまいります。

③研究投資

「研究投資」に関しては、顧客ニーズおよびマーケットのトレンドを踏まえ、先端技術をいち早く取り込むため、積極的に実施してまいります。具体的には、AI、IoTなどの先進技術を活用し、組み入れたプロトタイプの設計、製作、実証実験などを進め事業化に向けた取り組みを加速してまいります。また、新たなソリューションサービスに関する調査や研究開発を進めていくとともに、当社の培ってきた強みであるソフトウェアエンジニアリングの知的資産化を図り、競争優位性を高めてまいります。

3) 経営基盤の強化

当社グループでは、事業を支える経営基盤の強化・構築は重要な経営課題と位置づけ、多様な活動に取り組んでおります。第2次中期経営計画では、以下3点に注力し、持続的に成長してまいります。

- 人的資本の充実
- 内部統制/ガバナンス
- 企業風土改革

①人的資本の充実

「人的資本の充実」では、採用による体制の拡大、人材育成による能力・スキルの向上、社員とのエンゲージメント向上施策による意欲・働きがいの醸成を図ってまいります。その実現施策として、新卒採用・中途採用ともに、現在のチャネルを拡大(地方での採用、アルムナイ制度の導入、ヘッドハンティングなど)し、多様な人材の採用を進め、人材の確保に努めてまいります。また、当社規定の「プロフェッショナルIT人材」・「コーポレートスタッフ人材」におけるキャリアフィールドに基づいて、社員一人ひとりが目指す方向性や目標とするキャリアに対して育成計画を作成し、PDCAサイクルを実践することで人材育成の強化・促進を行っております。そして、社員が果敢にチャレンジできる機会を創出するとともに、フォロー・サポート体制や報酬面の制度を充実させることで、社員との更なるエンゲージメント向上に努めています。

②内部統制/ガバナンス

「内部統制/ガバナンス」では、市場や顧客に満足いただけるソリューションサービスを提供し続けるために、公正かつ効率的な経営を支えるコーポレートガバナンスを重要課題と捉え、その充実に努めております。特に社外取締役は、取締役会において監督・モニタリングや適正かつ機動的な意思決定に資するだけでなく、会社の経営プロセスを有効かつ効率的に機能させるために多面的な助言を行うことで、取締役会の実効性を高めております。また、内部統制・統合リスク管理会議では、パンデミックやその他災害への対策、地政学的リスクなどを加味した事業継続プログラム(BCP)の改善も進めていくことで、持続可能な運営に努めてまいります。

③企業風土改革

「企業風土改革」では、経営理念に基づき、社会発展のために果たすべき義務や役割を理解し、社員一人ひとりが事業や地域貢献などの活動を通じて企業価値向上と社会課題解決の実現に向けた意識改革を進めてまいります。その基盤となるコンプライアンスの実践を重要な経営課題の一つとして位置づけ、「法令や規則を守ること」に留まらず「会社を取り巻く全てのステークホルダーの信頼に応えること」を当社のあるべき姿として意識醸成に努めております。

この考え方に基づいて、社員と会社が共に成長し、共に成果を分かち合うWell-being経営を志向してまいります。そして、地域社会発展への貢献や環境にやさしい経営の実践、企業活動における人権尊重などにも取り組んでまいります。

これらの施策により、2025年3月期の連結業績の見通しにつきましては、売上高18,800百万円(前期比4.3%増)、営業利益1,600百万円(同4.2%増)、経常利益1,650百万円(同3.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,100百万円(同3.1%増)を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

- コンピューターソフトウェアの開発および販売
- コンピューターによる事務計算および技術計算の受託
- コンピューターシステムの運営管理の受託

(6) 企業集団の主要拠点（2024年3月31日現在）

❶ 当社

本　社	東京都品川区
西日本ソリューション事業本部	大阪府大阪市中央区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

❷ 子会社

株式会社北海道キューブシステム	北海道札幌市中央区
CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市
上海求歩信息系統有限公司	中華人民共和国 上海市

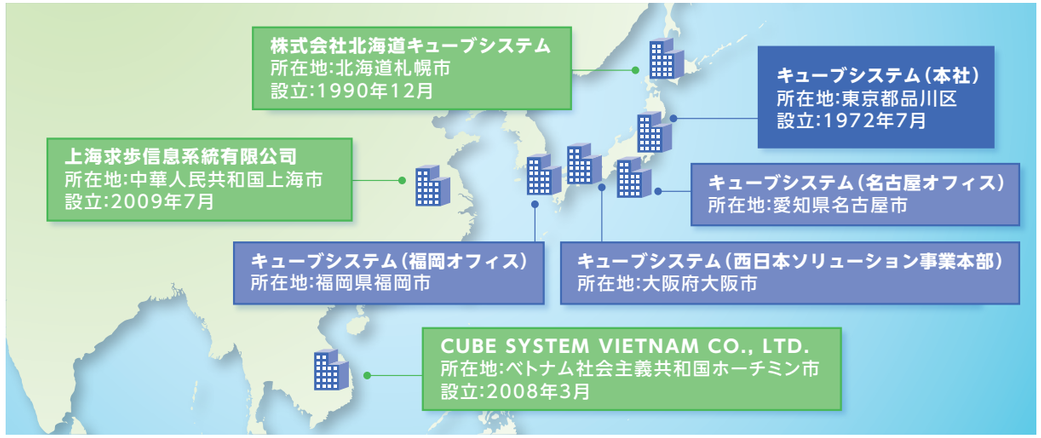

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

❶ 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
886(39)名	43名増(14名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は(　)内に当連結会計年度末における期末人員を内数で記載しております。

❷ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
666(23)名	26名増(4名増)	33.8歳	8.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は(　)内に当事業年度末における期末人員を内数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	130百万円
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

❶ **発行可能株式総数** 22,364,000株

❷ **発行済株式の総数** 15,747,268株
(自己株式2,732株を除く)

❸ **株主数** 9,886名
(前期末比336名減)

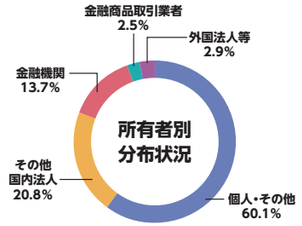

❹ **大株主**(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	3,178,600株	20.18%
キューブシステム従業員持株会	1,483,689株	9.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,167,800株	7.41%
﨑　山　　收	1,121,840株	7.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75824口)	586,100株	3.72%
小　貫　明　美	401,400株	2.54%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	254,114株	1.61%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	229,100株	1.45%
内　田　敏　雄	215,980株	1.37%
佐　藤　俊　郁	199,848株	1.26%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75824口)所有の当社株式586,100株を含んでおりません。

❺ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

❻ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

❶ **取締役および監査役の状況**(2024年3月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	﨑　山　　收	
代表取締役	中　西　雅　洋	社長執行役員　兼　CDO(Chief Digital Officer)
取締役	栃　澤　正　樹	
取締役	椎　野　孝　雄	
取締役	永　田　英　恵	株式会社 PhileLife 代表取締役
取締役	斎　藤　毅　文	株式会社セットザディレクション 代表取締役 斎藤毅文公認会計士事務所 所長
常勤監査役	内　田　敏　雄	CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD. Supervisor 上海求歩信息系統有限公司 監事
常勤監査役	福　本　邦　彦	
常勤監査役	野　中　達　雄	
監査役	三井田　由香子	三井田公認会計士事務所 所長

(注) 1. 取締役椎野孝雄氏、取締役永田英恵氏および取締役斎藤毅文氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役福本邦彦氏、常勤監査役野中達雄氏および監査役三井田由香子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役福本邦彦氏、常勤監査役野中達雄氏および監査役三井田由香子氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役福本邦彦氏は、総務、人事、内部監査を中心とした経営管理に携わるとともに、アジア地域における事業開発、マーケティングを経験し、海外事業を経営する上でのノウハウや専門性の高い見識を有しております。
・常勤監査役野中達雄氏は、経営する上での財務的視点やノウハウ、専門性の高い見識を有しております。
・監査役三井田由香子氏は、内部統制構築、経営管理組織の構築アドバイザリーの高い知識を有しております。
4. 取締役椎野孝雄氏、取締役永田英恵氏、取締役斎藤毅文氏、常勤監査役福本邦彦氏、常勤監査役野中達雄氏および監査役三井田由香子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

❷ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

❸ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

❹ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の各取締役および各監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害が補填されることとなります。

❺ 取締役および監査役の報酬等

当社は、2024年度から開始するVISION2026第2次中期経営計画に合わせ、執行役員を含む取締役等の報酬等の内容に係る決定方針の見直しを行い、2024年3月27日の取締役会において変更内容の決議を行っております。主な変更点は、同一役位内における昇給制度の廃止と業績連動報酬のワイダーバンド化、これらに伴う報酬の構成比率の見直しとなります。また、社長執行役員の非財務業績における評価につきましては、これまで総合評価を行っていたものを、その一部についてはKPIの達成率により評価することといたしました。

なお、当事業年度における取締役の報酬の具体的内容は変更前の決定方針に基づいて決定しており、以下は変更前の方針内容を記載しております。

1）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の変更を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は役員の役割・責任に対する固定報酬で、同業他社の水準、役位間のバランスを考慮し、実績・在任年数および期待価値により決定します。社外役員は客観的立場での監査、監督・助言を行う役割であることから基本報酬のみとしています。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は賞与（短期インセンティブ）および株式報酬（中期インセンティブ）で構成します。賞与は執行役員への賞与を含めて連結営業利益の10%以内とし、当該事業年度の業績の達成率、前年度比、経営を取り巻く環境等を総合的に勘案し決定します。株式報酬は中長期の経営目標（財務・非財務）に対する達成度に応じて年度ごとに付与される役位別ポイントの累計に相当する株式を中期経営計画の最終年度終了後に交付します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に中期インセンティブとして株式報酬制度を導入しています。

d. 報酬等の割合に関する方針

非業務執行取締役および監査役に対する報酬は、すべて固定報酬としております。社内取締役に対する固定報酬のうち10%を上限として退職給付型の株式報酬を支給します。業務執行取締役に対する報酬は、固定報酬の割合を50%～60%、業績連動報酬の割合を40%～50%としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

各報酬に対する付与時期や条件は以下のとおりです。

基本報酬……期初に年額を決定し、12分の1を毎月支給

退職給付型株式報酬……当該事業年度終了後の一定の時期に役位に応じたポイントを付与し、退任時に累積ポイント数（1ポイント=100株）に対し、一定の割合は株式で残りは換価処分した相当額の金銭として給付

賞与……事業年度終了後の一定の時期に支給

業績連動型株式報酬……中期経営計画の目標（財務・非財務）に対する当該事業年度の達成度に応じて毎年ポイントを付与し、中期経営計画の最終年度終了後に累積ポイント数に対し、一定の割合は株式で残りは換価処分した相当額の金銭として給付

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個別報酬額は、取締役会から一任を受けている代表取締役会長﨑山收氏が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社全体の業績を俯瞰しつつ決定しています。

基本報酬については実績、在任年数、期待する役割等を勘案した上で決定します。なお、基本報酬決定における各取締役へ期待する役割は、選任時に同氏より指名・報酬諮問委員会で報告されております。

また、賞与については執行役員を兼務する業務執行取締役に対して単年度業績により決定、支給されます。単年度業績の評価結果は、同氏より年度終了後の指名・報酬諮問委員会にて報告されております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

役員報酬は、取締役会の諮問に基づき指名・報酬諮問委員会で審議されます。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を受けて報酬を決定します。指名・報酬諮問委員会は独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成することで、報酬決定プロセスの透明性、妥当性を確保しています。当事業年度は、指名・報酬諮問委員会を7回開催しております。報酬等に関する議案としては、前事業年度の賞与および業績連動型株式報酬の付与ポイント、ならびに翌事業年度の報酬の種類別予算の審議に加え、2024年度から開始するVISION2026の第2次中期経営計画に向けた報酬制度についての検討を行いました。

2)当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	182 (23)	167 (23)	14 (−)	− (−)	15 (−)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	38 (24)	38 (24)	− (−)	− (−)	− (−)	5名 (4名)
合計 (うち社外役員)	220 (47)	205 (47)	14 (−)	− (−)	15 (−)	13名 (8名)

(注) 1. 上表には、2023年6月23日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)、監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 使用人を兼務している取締役はおりません。
3. 業績連動報酬等の算定方法は、「1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、当事業年度における交付は実施しておりません。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2001年6月28日開催の第29回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
また、金銭報酬とは別枠で、取締役および執行役員を対象に信託型株式報酬として2021年6月23日開催の第49回定時株主総会において、株式付与ポイントの上限を年2,100ポイント以内、3事業年度の上限を340百万円以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2001年6月28日開催の第29回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
7. 賞与の個人への配分は、基本報酬を算定の基礎とし、単年度業績(財務・非財務)への貢献度に応じて決定しております。貢献度の評価は代表取締役が実施し、個人への配分を決定します。評価結果は指名・報酬諮問委員会で報告されます。

⑥ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役永田英恵氏は、株式会社PhileLifeの代表取締役であります。
  当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役斎藤毅文氏は、株式会社セットザディレクションの代表取締役および斎藤毅文公認会計士事務所の所長であります。
  当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役三井田由香子氏は、三井田公認会計士事務所の所長であります。
  当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2)当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 椎野孝雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 主に企業経営および情報産業に関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席するとともに、サステナビリティ・ガバナンス委員会の委員としても当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 永田英恵	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 主に様々な業種で産業医として職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関する幅広い知見、ならびに人間支援工学の分野に関する専門性を元に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 斎藤毅文	就任後に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士として企業会計やコーポレートガバナンスに関する幅広い知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、就任後に開催された委員会5回の全てに出席するとともに、サステナビリティ・ガバナンス委員会の委員としても就任後に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
常勤監査役 福本邦彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 主に海外事業における経営管理に関する見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
常勤監査役 野 中 達 雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 主に財務に関する経営管理の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 三井田由香子	就任後に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。 主に財務および会計に関する専門的な知識や内部統制構築、経営管理組織の構築アドバイザリーの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 取締役斎藤毅文氏および監査役三井田由香子氏は、2023年6月23日開催の当社第51回定時株主総会において取締役および監査役として選任されており、取締役会の出席回数は就任後の開催数13回、指名・報酬諮問委員会の出席回数は就任後の開催数5回、サステナビリティ・ガバナンス委員会の出席回数は就任後の開催数6回、監査役会の出席回数は就任後の開催数10回で記載しております。

(4) 会計監査人の状況

❶ 名称

有限責任監査法人トーマツ

❷ 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

❸ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

❹ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

❺ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用、および持続的な高い成長力を示す重要な経営目標として、ROE13%以上を掲げております。

当社は、株主の皆様への利益還元を上場企業の責務であると考え、経営の最重要課題と認識しており、業績向上に邁進し、安定配当・時価総額の増大を図ることで株主資産価値の向上を目指しています。

配当については、持続的な成長のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への還元として連結配当性向40%を目安に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、資本の充実に伴い、今後の事業展開および内部留保水準を勘案した上で、《VISION2026》第2次中期計画において株主の皆様への更なる還元を目的に連結配当性向の目安を50%に引き上げることといたします。なお、本方針は連結計算書類や通期の連結業績等を総合的に勘案し、2024年3月期期末配当より前倒しして適用いたします。

当事業年度の期末配当金については、上記の方針および業績などを総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、2024年4月24日開催の取締役会決議により、直近の配当予想5円増配の1株当たり20円とさせていただきました。

中間配当金については、1株当たり15円となり、あわせて年間配当金は1株当たり35円となりました。

内部留保資金につきましては、従業員の採用・育成や新技術の獲得、ソリューションを開発するための研究開発費用および開発拠点の拡充等に充当する予定です。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：千円）

科　目	当期 2024年3月31日現在
資 産 の 部	
流動資産	**9,978,462**
現金及び預金	6,835,020
売掛金	2,795,066
契約資産	137,679
仕掛品	3,513
その他	207,181
固定資産	**3,509,286**
有形固定資産	**160,456**
建物	120,962
その他	39,494
無形固定資産	**3,330**
投資その他の資産	**3,345,498**
投資有価証券	2,068,539
退職給付に係る資産	617,124
その他	659,834
資産合計	**13,487,748**

（単位：千円）

科　目	当期 2024年3月31日現在
負 債 の 部	
流動負債	**2,459,309**
買掛金	821,378
短期借入金	230,000
未払法人税等	271,488
契約負債	14,157
賞与引当金	356,981
役員賞与引当金	8,000
受注損失引当金	10,320
その他	746,982
固定負債	**894,609**
株式報酬引当金	389,905
資産除去債務	149,763
繰延税金負債	150,984
その他	203,956
負債合計	**3,353,919**
純 資 産 の 部	
株主資本	**9,252,892**
資本金	1,400,228
資本剰余金	1,491,474
利益剰余金	6,864,791
自己株式	△503,601
その他の包括利益累計額	**880,937**
その他有価証券評価差額金	646,731
為替換算調整勘定	43,371
退職給付に係る調整累計額	190,833
純資産合計	**10,133,829**
負債純資産合計	**13,487,748**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：千円）

科　目	当期 2023年4月1日から2024年3月31日まで
売上高	**18,021,432**
売上原価	**14,099,242**
売上総利益	**3,922,190**
販売費及び一般管理費	**2,386,089**
営業利益	**1,536,100**
営業外収益	**79,393**
受取利息	5,606
受取配当金	20,448
投資有価証券売却益	38,863
その他	14,475
営業外費用	**24,633**
支払利息	1,288
支払手数料	3,110
為替差損	11,642
投資事業組合運用損	7,484
その他	1,106
経常利益	**1,590,860**
税金等調整前当期純利益	**1,590,860**
法人税、住民税及び事業税	485,046
法人税等調整額	38,666
当期純利益	**1,067,147**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,067,147**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科　目	当期 2024年3月31日現在
資 産 の 部	
流動資産	**9,239,644**
現金及び預金	6,274,498
売掛金	2,645,685
契約資産	135,693
その他	183,767
固定資産	**3,300,098**
有形固定資産	**107,549**
建物	80,321
器具及び備品	25,614
土地	1,613
無形固定資産	**3,112**
その他	3,112
投資その他の資産	**3,189,436**
投資有価証券	2,068,539
関係会社株式	94,000
関係会社出資金	107,627
前払年金費用	335,733
その他	583,535
資産合計	**12,539,743**

（単位：千円）

科　目	当期 2024年3月31日現在
負 債 の 部	
流動負債	**2,355,543**
買掛金	830,793
短期借入金	230,000
未払金	327,124
未払費用	196,223
未払法人税等	263,333
契約負債	12,474
預り金	105,022
賞与引当金	319,164
役員賞与引当金	6,000
受注損失引当金	10,320
その他	55,087
固定負債	**777,765**
繰延税金負債	72,320
株式報酬引当金	389,905
資産除去債務	133,913
その他	181,625
負債合計	**3,133,308**
純 資 産 の 部	
株主資本	**8,759,702**
資本金	1,400,228
資本剰余金	1,494,650
資本準備金	1,339,268
その他資本剰余金	155,382
利益剰余金	6,368,425
利益準備金	23,700
その他利益剰余金	6,344,725
別途積立金	125,000
新事業開拓事業者投資損失準備金	18,657
繰越利益剰余金	6,201,068
自己株式	△503,601
評価・換算差額等	**646,731**
その他有価証券評価差額金	646,731
純資産合計	**9,406,434**
負債純資産合計	**12,539,743**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：千円）

科　目	当期 2023年4月1日から2024年3月31日まで
売上高	**17,158,697**
売上原価	**13,472,014**
売上総利益	**3,686,683**
販売費及び一般管理費	**2,198,034**
営業利益	**1,488,649**
営業外収益	**85,403**
受取利息	18
有価証券利息	4,232
受取配当金	32,954
投資有価証券売却益	38,863
その他	9,334
営業外費用	**18,051**
支払利息	1,288
支払手数料	3,110
為替差損	6,167
投資事業組合運用損	7,484
経常利益	**1,556,001**
税引前当期純利益	**1,556,001**
法人税、住民税及び事業税	458,404
法人税等調整額	39,309
当期純利益	**1,058,286**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社キューブシステム
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　野　明　宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　井　則　彦

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キューブシステムの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューブシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社キューブシステム
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　野　明　宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　井　則　彦

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キューブシステムの2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の取締役における職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社キューブシステム　監査役会

常勤監査役　内田　敏雄 ㊞

常勤監査役（社外監査役）　福本　邦彦 ㊞

常勤監査役（社外監査役）　野中　達雄 ㊞

監査役（社外監査役）　三井田　由香子 ㊞

以　上

（ご参考）

取締役体制（2024年6月21日付）



後列	社外取締役 斎藤　毅文	社外取締役 椎野　孝雄	社外取締役 永田　英恵
前列	代表取締役 中西　雅洋	代表取締役会長 﨑山　收	取締役 栃澤　正樹

監査役体制（2024年6月21日付）



監査役 三井田　由香子	常勤監査役 内田　敏雄	常勤監査役 野中　達雄	監査役 福嶋　美里

業務執行体制（2024年4月1日付）



後列	執行役員 大田　亮	上席執行役員 若松 大起	上席執行役員 金井　進	上席執行役員 加藤 敏朗	上席執行役員 北垣 浩史	上席執行役員 藍原 広治	執行役員 米田　敏	執行役員 野村 宗史
前列	常務執行役員 熊谷 謙吉	常務執行役員 飯田 賢一郎	社長執行役員 中西 雅洋	常務執行役員 西村 秀明	常務執行役員 小髙　実			

会社概要

社　　名	株式会社キューブシステム
設　　立	昭和47年（1972年）7月5日
資 本 金	14億円
年　　商	180億円（2024年3月期、連結）
従 業 員 数	952名（2024年4月1日現在、連結）
上 場 取 引 所	東京証券取引所プライム市場
本　　社	東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
子　会　社	株式会社北海道キューブシステム CUBE SYSTEM VIETNAM CO., LTD. 上海求歩信息系統有限公司

株主メモ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
上記基準日	毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。
配当金受領株主確定日	毎年3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話無料） 郵送先　〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公 告 方 法	電子公告 （当社ホームページ https://www.cubesystem.co.jp/に掲載。） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

（ご注意）
1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。